

横浜市建築審査会会議録

日時		平成28年4月15日（金）午後1時30分から午後3時45分まで	
開催場所		関内中央ビル「10階大会議室」	
出席者	委員	大久保 博 会長 金子 修司 会長職務代理者 松下 倫子 委員 三輪 律江 委員 宮里 辰男 委員 母里 啓子 委員 庄司 博之 委員	
	専門調査員	三谷 淳 専門調査員	
	幹事等	幹事	武田 環境創造局 環境管理課長 武部 環境創造局 みどりアップ推進課担当課長 岡本 建築局 中高層調整課長 保坂 建築局 企画課長 菅井 建築局 建築情報課長 石井 建築局 建築安全課長 堀田 都市整備局 企画課長（代理） 綱河 都市整備局 都市デザイン室長 栢沼 都市整備局 都市交通経営担当課長（代理） 飯島 都市整備局 景観調整課長 土橋 消防局 指導課長 小笠原 建築局 建築環境課長
		議題 提案課 等	小笠原 建築局 建築環境課長 林 建築局 建築環境課 市街地建築係長 建築局 建築環境課 清水、大藏
	事務局	鈴木 建築局 建築監察部長 金指 建築局 建築監察部 法務課長 加納 建築局 建築監察部 法務課 審査係長 建築局 建築監察部 法務課 石井、岡野	
欠席者	専門調査員	大関 亮子 専門調査員 出光 恭介 専門調査員	

欠席者	幹事	嶋田 建築局 都市計画課長 村上 都市整備局 都心再生課長 白井 都市整備局 みなとみらい21推進課長 足立 都市整備局 地域まちづくり課担当課長
	開催形態	第1号議案及び第7号議案、許可処分報告及びその他 公開 第2号議案から第6号議案まで 非公開
	傍聴人	なし
	議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第1号議案（建築基準法第53条の2第1項第3号の同意） 第1種低層住居専用地域（鶴見区馬場七丁目1455番の3の一部）において、敷地面積の最低限度を下回る一戸建ての住宅を新築すること。</li> <li>2 第2号議案（審査請求・26建－1号） 建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく建築確認処分の取消しを求める審査請求の申立て （非公開）</li> <li>3 第3号議案（審査請求・27建－2号） 建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく建築確認処分の取消しを求める審査請求の申立て （非公開）</li> <li>4 第4号議案（審査請求・27建－4号） 建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく建築確認処分の取消しを求める審査請求の申立て （非公開）</li> <li>5 第5号議案（審査請求・27建－5号） 建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく建築確認処分の取消しを求める審査請求の申立て （非公開）</li> <li>6 第6号議案（審査請求・27建－6号） 建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく建築確認処分の取消し等を求める審査請求の申立て （非公開）</li> <li>7 第7号議案 建築基準法第52条第14項第1号の建築審査会包括同意基準の一部改正について</li> <li>8 建築審査会包括同意に関する許可処分報告</li> <li>9 その他</li> </ol>

	<p>前回（平成28年3月18日開催）会議録の確認</p>
<p>決定事項</p>	<p>1 第1号議案及び第7号議案は「同意」</p> <p>2 第2号議案から第6議案までは（非公開）</p> <p>3 その他は「了承」</p>
<p>議事</p>	<p>※ 第2号議案から第6号議案までの審議は、「非公開」とする旨、決定される。          なお、「非公開」の議案については、傍聴人、幹事及び議題提案課等は退席。</p> <p>1 第1号議案（建築基準法第53条の2第1項第3号の同意）          （提案課）</p> <p>※ 申請者、設計者、申請位置、申請要旨、許可事項、建築物概要（主要用途、構造、階数、高さ、建築面積及び延べ面積）、諸元表（用途地域・防火の指定、その他の地域地区、敷地面積、建築面積・建蔽率、延べ面積、容積率対象面積・容積率、前面道路等）、付議に当たっての概要を説明</p> <p>（質疑応答）          （委 員）前面道路から50センチメートル後退する部分は敷地面積に含まれるのか。          （提案課）許可を要する敷地の面積には含まれない。権原は所有者にあるが、道路としての扱いになる。          （委 員）周辺道路幅員図にある横浜環状北線の完成はいつ頃の予定か。          （提案課）平成28年度に完成する予定である。</p> <p>「同意」される。</p> <p>2 第2号議案（審査請求・26建－1号）          建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく建築確認処分の取消しを求める審査請求の申立て</p> <p>（非公開）</p> <p>3 第3号議案（審査請求・27建－2号）          建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく建築確認処分の取消しを求める審査請求の申立て</p> <p>（非公開）</p>

議事	<p>4 第4号議案（審査請求・27建－4号）  建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく建築確認処分の取消しを求め  る審査請求の申立て</p> <p style="text-align: center;">（非公開）</p> <p>5 第5号議案（審査請求・27建－5号）  建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく建築確認処分の取消しを求め  る審査請求の申立て</p> <p style="text-align: center;">（非公開）</p> <p>6 第6号議案（審査請求・27建－6号）  建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく建築確認処分の取消しを求め  る審査請求の申立て</p> <p style="text-align: center;">（非公開）</p> <p>7 第7号議案  （提案課）  ※ 資料3にて説明</p> <p>（質疑応答）  （委員）説明資料には、建築審査会包括同意基準における対象建築物として  の条件として、「非住宅の建築物については運用時のエネルギー低減につな  がる取組を行うもの」が挙げられているが、新旧対照表上には表れてないのは  なぜか。  （提案課）その条件は、建築審査会包括同意基準ではなく、許可基準であった。  説明資料が誤っていた。  （委員）許可基準において、「運用時のエネルギー低減につながる取組を行う  もの」とはどのように評価するのか。  （提案課）具体的な基準があるわけではない。HEMSの導入等の省エネにつ  ながる取組を、建築物省エネ法の基準やCASBEEによる評価等を参考に  しながら総合的に評価していくことになる。  （委員）包括同意基準は、条件が厳しくなると考えてよいのか。</p>
----	---

議事	<p>(提案課) 対象建築物としての条件は厳格になるが、容積率緩和の対象となる部分の床面積の上限は引き上げており、条件を緩くした面もある。</p> <p>(委員) 他都市の状況はどうか。</p> <p>(提案課) 他都市が包括同意基準を設けているかまではわからないが、建築物省エネ法に係る基準を満たすことについては全国一律である。これに対し、CASBEE横浜による評価は、横浜市独自のものである。</p> <p>(委員) CASBEE横浜の認定を受けている建築物は年間でどのくらいあるのか。</p> <p>(提案課) 概ね200件である。</p> <p>「同意」される。</p> <p>8 建築審査会包括同意に関する許可処分報告</p> <p>※ 資料4にて報告</p> <p>9 その他 前回(平成28年3月18日開催)会議録の確認</p> <p>「了承」される。</p>
資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 許可申請概要書等(第1号議案)</li> <li>2 審査請求書等(第2号議案から第6号議案まで)</li> <li>3 建築基準法第52条第14項第1号の建築審査会包括同意基準の一部改正について(第7号議案)</li> <li>4 建築審査会包括同意に関する許可処分報告書</li> <li>5 前回(平成28年3月18日開催)会議録</li> </ol>
特記事項	なし

※ 本会議録は、平成28年5月20日、各委員に確認を得、確定しました。